

相続手続のご案内



京都北都信用金庫

【ご相談窓口】

店 名： _____

電話番号： _____

この度はまことにご愁傷さまでございます。謹んでお悔やみ申し上げます。

お取り込み中とは存じますが、お取引いただいております預金等の相続手続を円滑にお受けするために、現在お分かりになる範囲でご確認をお願いします。

相続手続は色々なケースがあります。本書は、一般的な相続手続についてご案内させていただいておりますので、ご不明な点はお取引店の窓口にご相談してください。

1. 相続開始後のお取引

相続は、死亡によって開始します。

相続開始後は、被相続人様（お亡くなりになられた方）の口座は次のようにお取扱いさせていただきます。

- (1) 金庫は、預金者が死亡したことを知った時点で、相続手続が完了するまで、預金の入金・出金等の取扱いはできなくなります。*
- (2) 公共料金等の口座振替が停止となります。（相続人により再契約等の手続が別途必要となります。）
- (3) 振込があった場合は、先方の金融機関へ照会後、必要に応じ取扱いいたします。

※相続の開始により、相続人が数人あるときは、被相続人の財産は、相続人の共有として扱われ、各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継されることとなります。相続人間で遺産分割が確定するまでは、一部の相続人が勝手に預金を引出し、他の相続人の権利を侵害することを防止するためです。

2. 相続方法

相続には「法定相続」と「遺言相続」の2つの方法があります。

お取引店窓口にて相続方法・相続人等に関するご連絡をいただき、ご用意いただく書類等ご案内させていただきます。

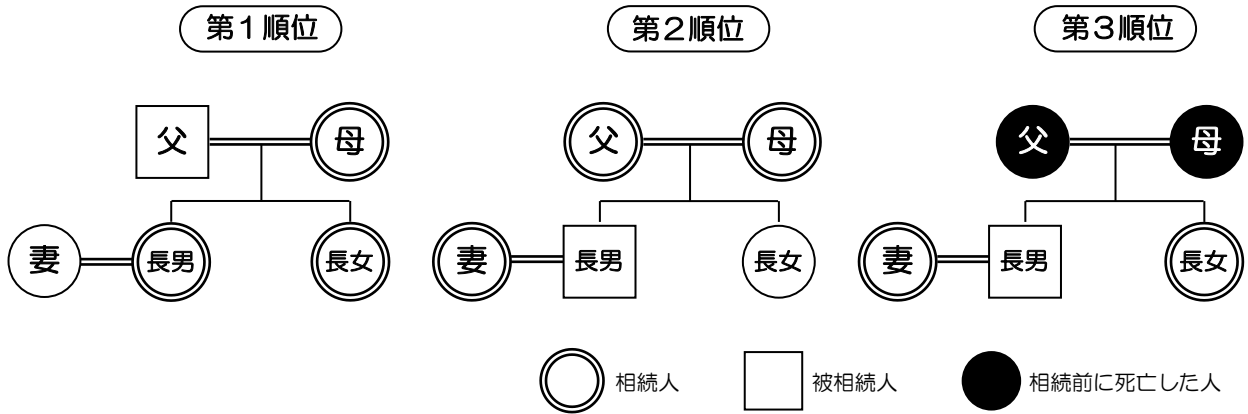
(1) 法定相続

被相続人の財産を相続できる人は、民法で定められています。民法に沿った方法で相続することを法定相続といいます。相続できる人と順位、相続分は以下のとおりになっています。

① 法定相続人

- ・ 相続人が配偶者と子 → 配偶者が2分の1、子が2分の1÷人数
- ・ 相続人が配偶者と直系尊属 → 配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1÷人数
- ・ 相続人が配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1÷人数
- ・ 配偶者のみ、または子のみ → ともに全部（子が複数のときは全部÷人数）になります。

② 相続人の具体例



法定相続分				
相続人の組み合わせ	配偶者相続人	血族相続人(注1)		
		第1順位	第2順位	第3順位
配偶者と子 <子供がいる場合>	1/2	1/2		
配偶者と直系尊属(注2) <子供がいない場合>	2/3		1/3	
配偶者と兄弟姉妹 <子供、父母がいない場合>	3/4			1/4

(注1)：血族相続人とは、被相続人と血族関係がある人。

(注2)：直系尊属とは、血族関係がある人で、自分より年上の人(父母、いない場合は祖父母)。

(2) 遺言相続

相続が開始したらまず遺言書があるかどうか確認します。

遺言書は、亡くなった人(被相続人)の最終意思ですから遺言書があれば民法に定められた相続分に基づいて財産を分配する方法(法定相続)に優先します。

① 自筆証書遺言

遺言者が全文、日付、氏名を書き、押印したものを自筆証書遺言といいます。

② 公正証書遺言

公証人役場で二人以上の証人の立会いのもと遺言者が遺言の内容を公証人に口述し、それをもとに公証人が遺言書を作成したものです。

MEMO

3. 当金庫とのお取引について確認ができる範囲で、下記にチェック☑してください。

- ① 預積金 当座預金 なし あり
普通預金 なし あり (口座数:)
定期預金 なし あり (口座数:)
定期積金 なし あり (口座数:)
その他預金 ()
- ② 融 資 住宅ローン なし あり (契約数:)
消費性ローン なし あり (契約数:)
事業性ローン なし あり (契約数:)
カードローン なし あり (契約数:)
その他融資 ()
- ③ 出資金 なし あり
- ④ 貸金庫のご利用 なし あり (ご利用店舗名:)
- ⑤ 投資信託 なし あり
国債等保護預かり なし あり
保険契約 なし あり
- ⑥ マル優・マル特利用 なし あり
- ※ 当店以外の営業店でもお取引いただいている場合は取引店名をご記入ください。

--

4. こんなときは？

(1) 未成年の相続人が含まれる場合

- ① 相続人が未成年の場合は、親権者が法定代理人として手続を行うことができますが、親権者が同様に相続人で遺産分割協議を行う場合は利益相反となるため、子の住所地の家庭裁判所で特別代理人を選任後、特別代理人による手続が必要となります。
- ② 同一の親権者の子の間で利益が相反する行為についても同様に、一方の子に特別代理人の選任が必要となります。

(2) 相続放棄

相続放棄の手続

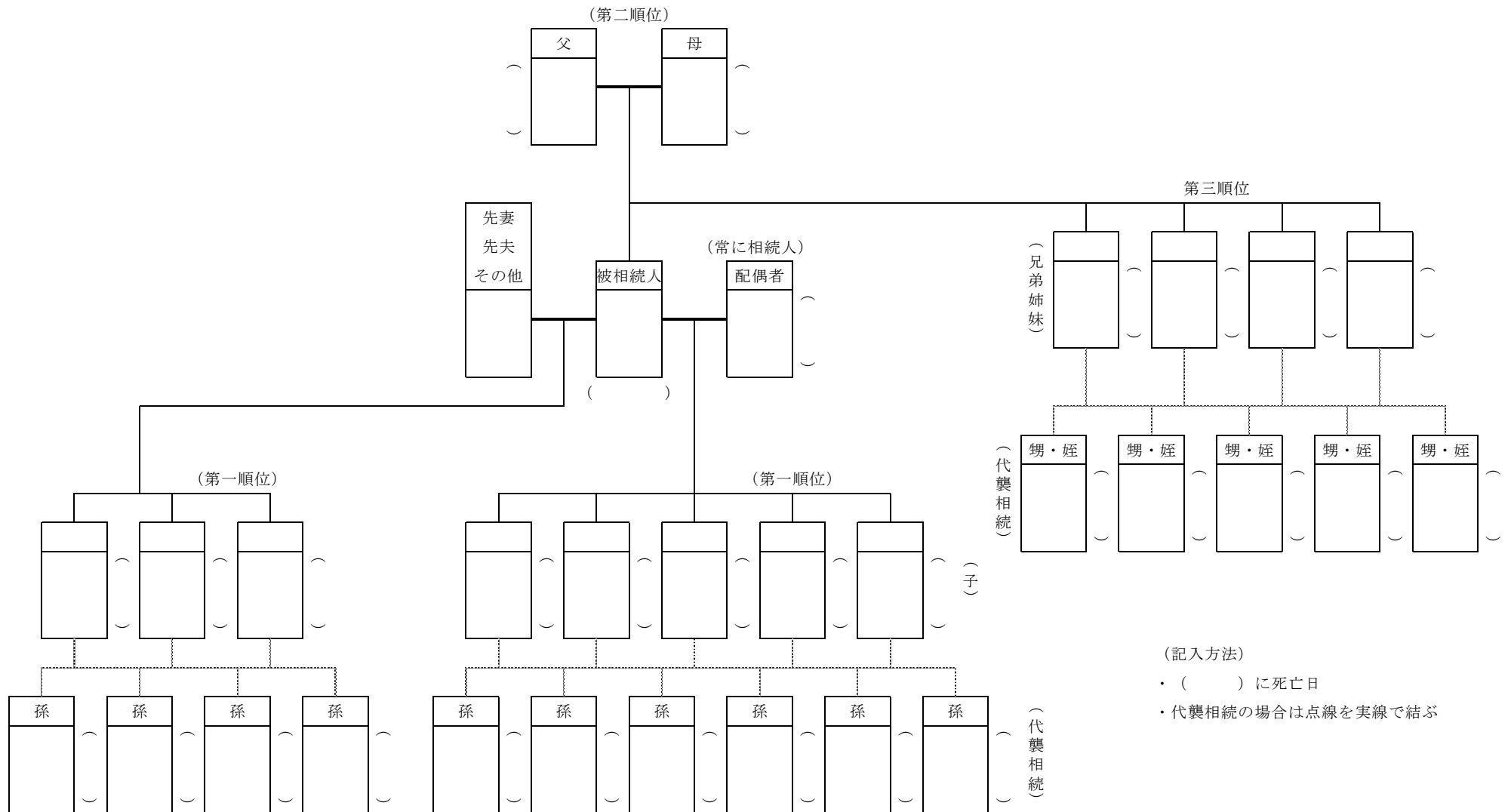
- ① 相続の放棄は、家庭裁判所が放棄の申述を受理する旨の審判をすることによってその効力が生じます。
- ② 相続放棄をした相続人は、最初から相続人でなかったものとみなされる。したがって、放棄した相続人の子や孫への代襲相続はありません。
特に子が全て放棄した場合、被相続人の直系尊属が相続人となるので注意を要する。更に、直系尊属が相続放棄をした場合、兄弟姉妹が相続人となります。
- ③ 相続放棄は、相続の開始を知った日の翌日から3か月以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所において申述を行わなければなりません。

(3) 相続人からの残高証明書等の請求について

- ① 残高証明書の発行について
相続人個々からの開示請求による「死亡日現在の残高証明書」の発行が可能です。相続人の代理人弁護士等からの請求についても同様となります。
- ② 生前の取引履歴の開示について
相続人全員による開示請求が望ましいですが、相続人単独での開示請求による発行が可能です。弁護士を通じての単独開示請求についても同様となります。

5. 相続人確認表

相続人様の確認にご利用ください。



6. 相続人様から相続時にご用意していただく書類等について

(1) 相続人さま全員による手続きの場合（遺産分割協議書等がない場合）

ご提出書類	ご注意いただきたい事項等
亡くなられた方の 戸籍謄本 ・現在戸籍 ・改製原戸籍 ・転籍前戸籍	① 被相続人様の死亡及び全ての法定相続人様の相続関係を確認するために必要な「改製原戸籍謄本」、「戸籍全部事項証明書」等をご用意ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ③ 相続のケースにより必要な戸籍謄本が異なり、戸籍謄本の追加が必要となる場合があります。詳しくは、お取引店にお問合せください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
相続人様の 印鑑証明書	① 「相続手続依頼書」に署名、捺印される方全員分をご提出ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
相続手続依頼書 (金庫所定)	① 相続預金等の支払方法を相続人様全員の署名によりお届け頂く書類です。 ② 相続人様全員の方の自署、実印でのご捺印が必要です。 ③ 相続人様のご住所は、印鑑証明書のとおりに入力してください。 ④ 相続人様が未成年や成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者・後見人）または、特別代理人（裁判所に請求）がご記入ください。
預金通帳・預金証書 キャッシュカード等	① 被相続人様が当金庫とお取引いただいております通帳・証書等を、全てをご用意ください。 ② 通帳・証書等を紛失しておられる場合は、予めご連絡ください。

(2) 遺産分割協議書がある場合

ご提出書類	ご注意いただきたい事項等
遺産分割協議書	① 遺産分割協議書の原本をご用意ください。 ※原本をご提出ください。当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
遺産分割審判書等とその 確定証明書 *家庭裁判所の審判や調停によって遺産分割が 決定した場合	① 家庭裁判所の審判書等と確定証明書をご用意願います。 ※原本をご提出ください。当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
亡くなられた方の 戸籍謄本 ・現在戸籍 ・改製原戸籍 ・転籍前戸籍	① 被相続人様の死亡及び全ての法定相続人様の相続関係を確認するために必要な「改製原戸籍謄本」、「戸籍全部事項証明書」等をご用意ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ③ 相続のケースにより必要な戸籍謄本が異なり、戸籍謄本の追加が必要となる場合があります。詳しくは、お取引店にお問合せください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
相続手続依頼書 (金庫所定)	① 相続預金等の支払方法を相続人様の署名によりお届け頂く書類です。 ② 相続人様の自署、実印でのご捺印が必要です。 ③ 相続人様のご住所は、印鑑証明書のとおりに入力してください。 ④ 相続人様が未成年や成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者・後見人）または、特別代理人（裁判所に請求）がご記入ください。
相続人様の 印鑑証明書	① 「相続手続依頼書」に署名、捺印される方全員分をご提出ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
預金通帳・預金証書 キャッシュカード等	① 被相続人様が当金庫とお取引いただいております通帳・証書等を、全てをご用意ください。 ② 通帳・証書等を紛失しておられる場合は、予めご連絡ください。

(3) 遺言書がある場合

ご提出書類	ご注意いただきたい事項等
遺言書	① 公正遺言証書の正本または謄本をご用意ください。 ② 公正証書遺言以外の自筆遺言書の場合は、家庭裁判所の遺言書検認調査書謄本を同時にご用意ください。 ※原本をご提出ください。当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
亡くなられた方の 戸籍謄本	① 被相続人様の死亡を確認するために必要な戸籍（除籍）謄本（抄本）をご用意ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
相続手続依頼書 （金庫所定）	① 相続預金等の受遺者または遺言執行者の方の自署、実印でのご捺印によりお届け頂く書類です。 ② ご住所は、印鑑証明書のとおりに入力してください。 ③ 相続人様が未成年や成年被後見人の場合は、法定代理人（親権者・後見人）が入力してください。
相続人様の 印鑑証明書	① 「相続手続依頼書」に署名、捺印される方全員分をご用意ください。 ② 発行日より6カ月以内のものをご用意ください。 ※原本をご提出ください。ご希望により、当金庫でコピーさせていただいた後に、原本はお返しします。
預金通帳・預金証書 キャッシュカード等	① 被相続人様が当金庫とお取引いただいております通帳・証書等を、全てをご用意ください。 ② 通帳・証書等を紛失しておられる場合は、予めご連絡ください。

<生まれてから死亡までの戸籍謄本とは>

本籍地住所の市町村役場の窓口では次のようにお伝えください。

- ・被相続人が生まれてから死亡までの記載があり、かつ法定相続人全員が記載された相続関係が確認できる戸籍謄本。（現在戸籍・改製原戸籍・転籍前戸籍等）
- ・さらに法定相続人が亡くなっている場合、その死亡が記載されており、かつ（代襲）相続人全員が記載された（代襲）相続関係が確認できるもの。

※生まれてから亡くなるまでに、戸籍が新しく作られる（編成される）場合があります。

新しく作られる（編成される）のは、法令にもとづく「戸籍の改製」、「同一市町村以外への転籍」および「婚姻」等があった場合です。

戸籍の改製	改製原戸籍の謄本
同一市町村以外への転籍	転籍前の戸籍（除籍）謄本
婚姻	婚姻前の戸籍（除籍）謄本

<印鑑証明書にかかる留意事項>

相続人様が融資継承手続き、または不動産登記申請時等には3か月以内の印鑑証明書（原本）が別途必要となります。

金庫に提出していただく
日付をご記入ください。

記入例

相続手続依頼書

(金庫提出日 平成 XX 年 XX 月 XX 日)

京都北都信用金庫 御中

亡くなられた方
についてご記入
ください。

被相続人 北都 太郎
ご住所 京都府宮津市字鶴賀〇〇番地の〇
平成 XX 年 XX 月 XX 日死亡
お名前

該当をチェック☑してください。

相続人代表
 相続人 (続柄: 妻) 北都 花子
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



相続人代表
 相続人 (続柄: 長男) 大宮 一郎
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



相続人代表
 相続人 (続柄:) 住所
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



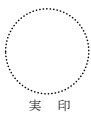
相続人代表
 相続人 (続柄:) 住所
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



相続人代表
 相続人 (続柄:) 住所
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



相続人代表
 相続人 (続柄:) 住所
 受遺者
 遺言執行者
 (その他:) お名前



相続の方法を
○で囲んでく
ださい。

過日死亡いたしました上記被相続人の貴金庫との取引における相続手続きについては、下記のとおり
お取扱ってください。なお、後日、本件に関し、万一、私(共)以外の者から権利を主張されたり、紛議
が生じた場合には、私(共)が全てその責任を負い、貴金庫には一切迷惑・損害をおかけしません。

記

B~E以外で
全ての預積
金を相続人
の代表者が
手続きされ
る場合は、
Aを○で
囲んでくだ
さい。

- 1. 相続方法
(1) 相続方法は、次の○印を付した項目で行います。(A~Eに該当しない場合はFにご記入ください。)
A. 遺産である右記預積金等は、私共相続人において相続します。
B. 相続関係者は私一人につき私が右記預積金等を相続します。
C. 相続人全員の遺産分割協議書
D. 遺言書
E. 家庭裁判所の調停・審判
F. _____

A~Eに該当
しない場合は、
Fを囲んで、相
続方法をご記
入ください。

金庫で記載します。

通帳・証書を喪失されている場合、チェックしてください。

2. 預積金等の明細

(1) 預積金の明細

預金種類	店番	口座番号	預金残高 (円)	喪失物件 <input checked="" type="checkbox"/>		備考
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	
				通帳 <input type="checkbox"/>	証書 <input type="checkbox"/>	

上記預積金の払戻または名義変更にあたり、預金規定にかかわらず、本依頼書以外に預金払戻請求書または名義変更届の提出はいたしませんので、貴金庫所定の方法でお取扱いください。

相続人代表 **北都 花子**

実印

相続人代表の方が、署名・押印ください。

(2) 出資金の明細

出資口数	金額 (円)	喪失物件 <input checked="" type="checkbox"/>	証券番号 (一部喪失の場合記入)
口		証券：全部 <input type="checkbox"/> 、一部 <input type="checkbox"/>	

(3) 債券・投資信託の明細

債券種類	店番	預り証券番号	額面 (円)	備考
投資信託種類		保管口数		

(平成 年 月 日現在)

(4) 解約する貸金庫

※利用カードは自動貸金庫ご利用のお客様のみ表示してください。

店番	貸金庫番号	喪失物件 <input checked="" type="checkbox"/>	取扱内容	相続人代表
	第 種 <input type="checkbox"/> 金庫鍵 <input type="checkbox"/> 本人用	<input type="checkbox"/> 本人用	貸金庫の開扉、格納物の出庫および、貸金庫契約の解約格納物の受領、解約割戻使用料の受領	実印
	第 号 <input type="checkbox"/> 利用カード <input type="checkbox"/> 代理人用	<input type="checkbox"/> 代理人用		
平成 年 月 日 貸金庫の収納品全部を受け取りました。				

喪失届	相続人代表	部店長※1	部店長※1
上記、喪失物件に表示したものは、提出できませんので、貴金庫所定の方法でお取扱いください。これにより喪失物件は無効であることはもちろん、喪失した物件は発見次第お届けします。	実印		

※1 出張所は所長印

【金庫使用欄】

■相続方法C、D、E. は原本確認(写し添付)

■相続方法A: 一部相続人による依頼

(承認を受けた 裏議・調整書添付) 代表者による支払依頼
未成年者を含む相続人による依頼

通帳・証書等を喪失物件がある場合、押印ください。

処理完了日 平成 年 月 日

承認	検印	印鑑照合	受付

処理完了日 平成 年 月 日

承認	検印	印鑑照合	受付